

美郷町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

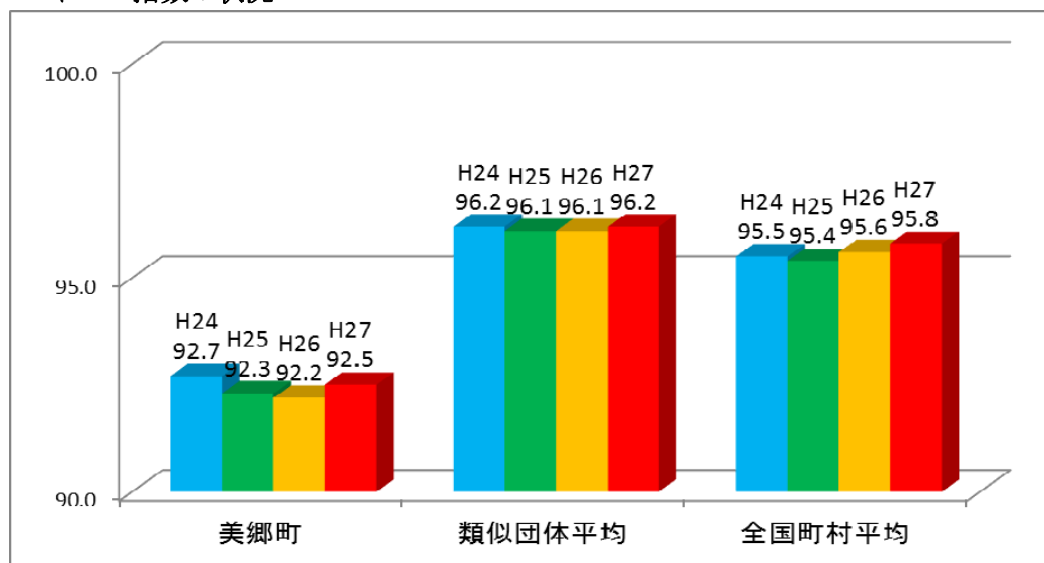
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	20,932	11,744,944	443,958	1,830,237	15.58	15.95

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	貅・黽档	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	210	740,861	85,223	281,986	1,108,070	5,276	5,440

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 未実施] 理由：秋田県に準じて実施していない。

(5) 特記事項

平成27年4月1日より、班長（管理職手当を受ける者を除く）及び作業長の職員に対し、月額3,000円の給料調整額を支給する。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
美郷町	42.3 歳	304,535 円	335,746 円	321,408 円
秋田県	43.2 歳	338,254 円	405,002 円	371,437 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	41.3 歳	308,489 円	370,041 円	334,981 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
美郷町	50.1 歳	23	287,817 円	312,746 円	304,255 円	—	—	—	—
うち用務員	51.9 歳	16	291,119 円	308,413 円	303,821 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.54
うち自動車運転手	50.0 歳	1	×	×	×	自家用乗用 自動車運転手	48.6 歳	234,200 円	×
その他	45.3 歳	6	275,883 円	305,546 円	302,703 円	—	—	—	—
秋田県	49.9 歳	286	333,454 円	379,411 円	355,548 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	49.8 歳	12	275,799 円	293,077 円	284,774 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
美郷町	—	—	—
うち用務員	4,938.3 千円	2,774.4 千円	1.78
うち自動車運転手	×	3,096.5 千円	×
その他	4,702.5 千円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成24～26年の3ヶ年平均）。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)

- 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		美郷町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	174,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	142,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	238,700円	331,400円	365,400円	390,500円
	高校卒	199,200円	287,600円	320,400円	360,700円
技能労務職	高校卒	188,400円	261,200円	280,300円	306,100円

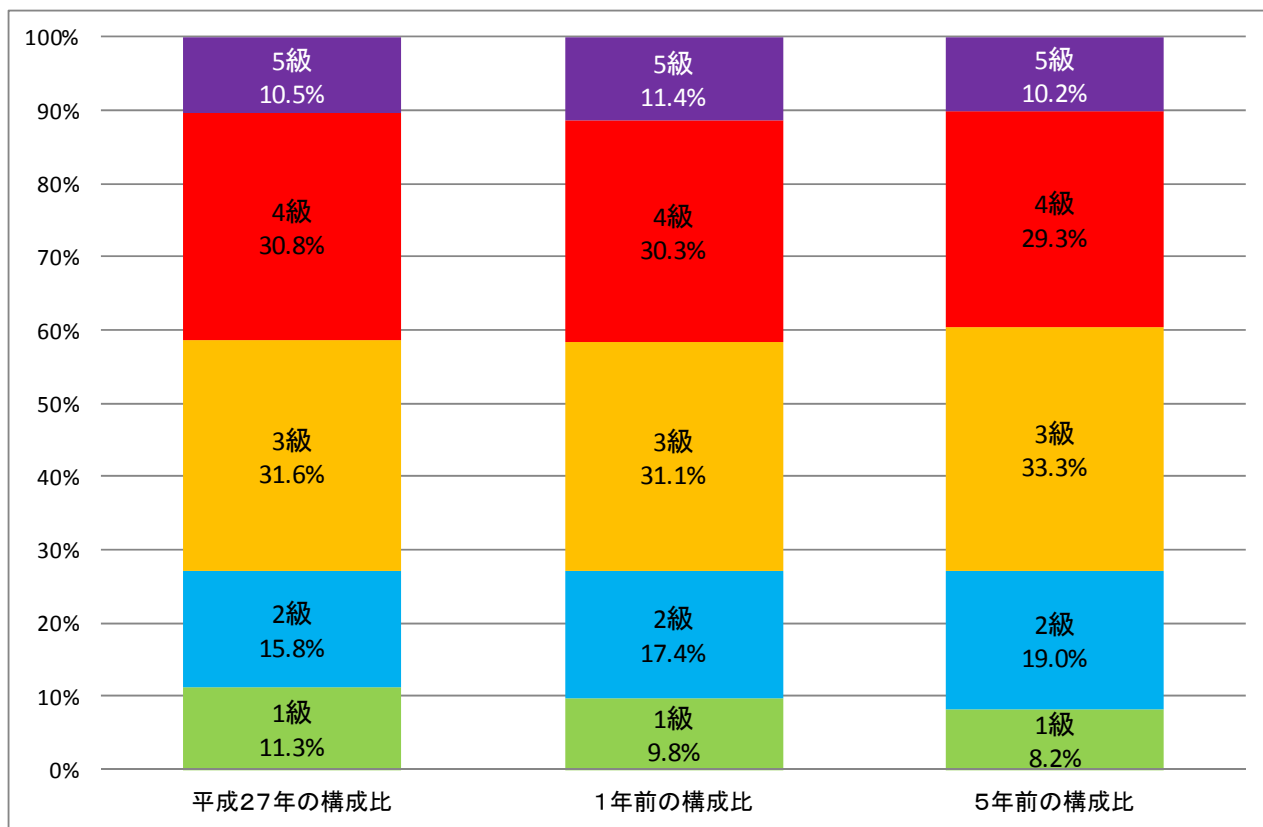
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	主幹	0 人	0.0 %	320,600 円	422,600 円
5 級	次長、課長、室長、局長、参事	14 人	10.5 %	289,200 円	400,600 円
4 級	所長、園長、班長、上席主査	41 人	30.8 %	261,900 円	388,300 円
3 級	主査	42 人	31.6 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主任	21 人	15.8 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事	15 人	11.3 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 美郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前一年間の勤務評定により昇給判定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

美郷町	秋田県	国
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,308 千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,611 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.450)月分 (0.65)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.450)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.450)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (27年4月1日現在)

美郷町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	— 円	20,897千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)	143 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	23,800 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)	2.7 %			
手当の種類 (手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税事務従事手当	町税事務従事職員	町税徴収のための屋外勤務	143千円	1日につき 700円
				1日4時間未満 350円
防疫等作業従事手当	防疫等作業従事職員	防疫等作業に従事	0千円	1日につき 300円
				1日4時間未満 150円
用地買収業務従事手当	用地買収業務従事職員	用地買収のための屋外勤務	0千円	1日につき 400円
				1日4時間未満 200円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	37,749 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	192 千円
支給実績 (25年度決算)	42,511 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	208 千円

(5) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・配偶者がいない場合そのうちの一人について 11,000円 ・子の特定期間加算額 5,000円	同	—	21,493 千円	210,716 円
住居手当	借家に住居する職員に支給 ・借家 (月額12,000円以上の家賃を支払っている職員に家賃額に応じて支給) 限度額 27,000 円	同	—	3,064 千円	278,545 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通用具使用 (通勤距離に応じて支給) 2,000円～51,400 円 ・交通機関利用 (実費) 限度額 55,000 円	異	交通用具使用距離	12,732 千円	61,804 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 ・総務課長 48,000 円 ・教育次長 40,000 円 ・課長、室長、局長 32,000 円 ・参事 20,000 円 ・施設の長 12,000 円	同	—	7,200 千円	327,273 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合に支給 ・1回の勤務につき 8,000 円 (勤務時間が6時間を越える場合は150%を乗じた額)	同	—	28 千円	28,000 円
単身赴任手当	異動などに伴い転居し止むを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活する職員等に支給 23,000 円 (住居間の交通距離に応じて加算)	同	—	0 千円	0 円
日直手当	日直を行った職員に支給 ・勤務1回につき 4,200 円	同	—	1,012 千円	9,202 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給 ・世帯主で扶養親族のいる職員 17,800 円 ・世帯主で扶養親族のいない職員 10,200 円 ・その他の職員 7,360 円	同	—	13,444 千円	61,671 円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	町 長	796,000 円 (816,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 885,000 円 / 610,300 円
	副町長	595,000 円 (605,000 円)	708,000 円 / 522,900 円
報 酬	議 長	288,000 円	420,000 円 / 288,000 円
	副議長	264,000 円	343,000 円 / 200,000 円
	議 員	255,000 円	318,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	町 長 副町長	(26年度支給割合)	2.90 月分
	議 長 副議長 議 員	(26年度支給割合)	2.90 月分
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) : (支給時期)
	町 長 副町長	816 千円 × 在職月数 × 0.47 605 千円 × 在職月数 × 0.28	1,840 万円 : 任期毎 813 万円 : 任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

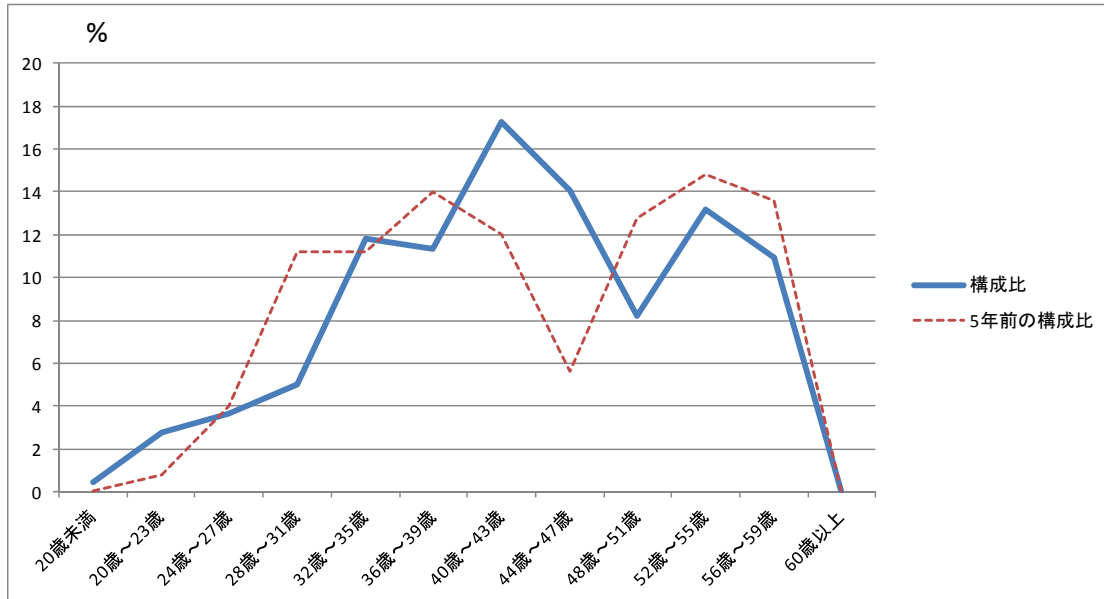
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	-	
		総務	42	41	▲1	派遣職員の部門変更
		税務	12	12	-	
		労働	0	0	-	
		農水	16	16	-	
		商工	9	10	1	派遣職員の部門変更
		土木	13	14	1	道路管理用務員増員
		民生	47	58	11	新幼保連携型認定こども園の制度改正による保育教諭の部門変更
		衛生	12	12	-	
	計	154	166	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.80 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 59.09人)	
	教育部門	56	40	▲16	新幼保連携型認定こども園の制度改正による保育教諭の部門変更 他	
小 計	210	206	▲4	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.03 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72.25人)		
部 門 公 営 企 業 会 計	水 道	3	3	-		
	下水道	2	2	-		
	その他	8	9	1	業務量の増	
	小 計	13	14	1		
合 計		220 [305]	223 [305]	3 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.76 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	8人	11人	26人	25人	38人	31人	18人	29人	24人	3人	220人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数 (率)
	一般行政	175	165	162	160	154	166	
教育	65	62	65	59	57	40	▲25 (▲38.5)	
普通会計 計	240	227	227	219	211	206	▲34 (▲14.2)	
公営企業等会計 計	11	13	12	12	13	14	3 (27.3)	
総合計	251	240	239	231	224	220	▲31 (▲12.4)	

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。